

令和4年8月25日

各団体の長 殿

山口労働局雇用環境・均等室長

地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和2年に56.6%と、前年より0.3ポイント上昇し、過去最高となったものの、依然として、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）等で掲げられている、令和7年までに取得率を70%とする政府目標とは、大きな乖離があります。

年休取得促進のため、現在山口労働局では、平成31年4月から施行されている改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく年5日の年休の確実な取得の周知を図るとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や連続休暇の取得しやすい時季（夏季、年末年始及びゴールデンウィーク）に集中的な広報を行う等、年休取得促進に向けた機運の醸成を図っているところです。

年休の取得促進は、働く人にとっては、心身の健康保持・増進、会社にとっては、生産性向上や企業イメージの向上につながることはもとより、四季折々のイベントや沢山の観光資源に恵まれた山口県では、年休を取得しこれらを活用すれば、地域の活性化にもつながります。

このため山口労働局では、地域が一体となって年休の取得促進に取り組むことを目的として、地域の特色を活かしたポスター及びリーフレットを作成し、当該ポスター等を活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

つきましては、年休の取得促進に向けた取組の趣旨を御理解いただき、同封いたしましたポスター及びリーフレットの掲示・配布、別紙の文例を参考とした機関誌やホームページへの掲載等により、傘下会員企業等への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本リーフレット等は、以下に掲載していますので、併せて御活用ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト

「地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進の取組」コンテンツ

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/area/?torikumi=4>



年次有給休暇を活用して 山口県の魅力に触れよう!



上関大橋

年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、



SLやまぐち号



秋芳洞 正面入口

地域の活動に参加したり、新しい働き方・休み方をはじめましょう。



福徳稲荷神社 360m



本山岬公園

みんなで休みを合わせて!

年次有給休暇を活用して 家族の時間をつくろう!

地域のイベントや自治体活動にあわせて年次有給休暇を取得しましょう!

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい山口県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 導入のメリット

事業主

労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員

ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2) 導入例

2022年の9月に導入すると...

年次有給休暇を土日、祝日と組み合わせて連続休暇に。

土日、祝日に [] 点囲みのような計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて連続休暇にすることができます。

2022年9月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
敬老の日 19	計画年休 20	21	22	秋分の日 23	24	25
26	27	28	29	30		

3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。